

コッコロ通信

Vol.24 2011.11



「あなたの言葉 あなたの笑顔で
いつも誰かが 救われる。」
(人権メッセージ優秀作品)



「自分の心 見つめて摘み取る
差別の芽」
(人権メッセージ優秀作品)



- 2~3P 講演会レポート (人権同和問題指導者育成講座)
大湾 昇さん 演題「出会いと表現」
- 4~5P 人権課題について学ぼう
- 6P トピックス「人権週間について」
- 7P 身近な人権活動「インターネットによる人権侵害」
山鹿市人権啓発課 後藤 忠久さん
- 8P おしらせ(市町村における人権啓発の取組みなど)

出会いと表現

8月23日、熊本県庁で人権同和問題指導者育成講座を開催し、徳島県同和地区青少年団体連絡協議会「止揚の会」事務局の大湾昇（おおわん のぼる）さんに「出会いと表現」と題して、御自身や家族の体験などをもとに、人権同和問題に対する想いについて語っていただきました。



おおわん のぼる
大湾 昇さん

1974年生まれ。徳島県同和地区青少年団体連絡協議会「止揚の会」事務局。

自分及び家族の体験や、地元の小中学校等での人権同和問題学習やバスケットボールの指導経験をもとに、全国各地で講演活動を行っている。

「知らない」を「知っていく」に変える

皆さんはある事柄について「知らない」ことが、どんな問題を引き起こすか考えたことはありますか。例えば、同和問題について無知であれば、誤った情報でも鵜呑みに信じてしまう、つまり偏見を持ってしまいます。この偏見が言葉や行動に現れると、それが差別になります。すなわち、世の中には無知が助長する差別があるのです。

だからこそ、人権問題については「知らない」を「知っていく」に変えていくことが、差別を無くすための手段だと信じています。そして、「知らない」ことに気づいた瞬間に、自分を正せるかどうか大事だと思います。

人権感覚を磨き、身近な人権問題に気づく

昨年、ある高校での講演時に、ひとりの女生徒と知り合いになりました。実は、彼女は高校1年の夏から高校3年の夏まで、ずっと同じ学校の同級生から嫌がらせを受けていましたが、そのことが言えずにいたのです。僕はこの問題を解決するため、関係者間で話し合いをして、加害者にもう二度としないよう約束させました。

幸い、彼女は無事に高校を卒業しましたが、僕は彼女と知り合って、ひとつ気づいたことがあります。彼女は高校時代に嫌がらせを受けていることを言い出せず、周囲もそのことに気づかなかつたのですが、このことは単にある学校に起こったことではなく、いろんな人権問題にも当てはまるのではないかとということです。

困っていて助けて欲しいことを言い出せない人や、弱い立場にある人が発信しているものに気づく感覚、アンテナが大事だと思います。

皆さん、自分の周りのいろんな問題・課題について、“有ること”を“無いこと”にして、やり過ぎてしまうことはないでしょうか？

部落差別問題から逃げていた

僕の母は徳島県の同和地区の出身です。したがって、母の子である僕も同和地区出身の人間ということになります。今だから堂々と言えますが、昔は隠していました。

僕がそのことを知ったのは、中学2年の秋（14歳）でした。

母と2人、買い物に行く車の中で、いつも元気な母が、この日はなぜかしゃべりません。しかし、意を決した表情で、声だけを僕のほうに向けて言いました。「うちが同和地区であることを知っているか」と。

僕は「ああ、やっぱり。」と思い、「何となく気づいていたよ。」と答えました。

さらに母は「わが家が同和地区であることについてどう思うか。」と聞いてきたので、「今まで部落差別を見たことも聞いたこともない。もし、部落差別があっても大人の世界の話で、僕らの世代に

は関係ない。」と答えました。さらに、僕は言いました。

「言わんかったらバレへんよ。僕は同和地区出身であることを隠して生きるよ。」

この一言で会話は途切れ、帰るまで母はほとんど黙っていました。

そして、18歳の時に人生の転機が訪れました。初めて正式にお付き合いする彼女ができたのです。毎日、お互いの自宅に電話しました。そんなある日、電話口の向こうで彼女が急に泣き出しました。泣いている理由を尋ねると、彼女はこう言いました。

「昇さんの家って“アレ”なんでしょ。私、立ち向かう勇気が無い……。」

僕は“アレ”の2文字の意味がすぐ理解できたし、彼女が親から僕らの交際を反対されることを恐れていることも分かりました。僕は、まだ部落差別があったのかという事実と、しかも生まれて初めて部落差別を受けた相手が彼女だったことで、すごい衝撃を受けました。

しかし、とにかく彼女を勇気づけようと、14歳の時の、あのフレーズを使いました。「わが家は確かにそうかも知れない。でも、言わんかったらバレへんよ。」

すると彼女は「隠せるわけないでしょ」と、さらに泣き出しました。そして、僕はその日から同和問題に関して、もっと逃げる人間になりました。それまで毎日電話し合っていたのが、徐々に間隔が空き、やがて僕らの交際は自然消滅してしまいました。

彼女と別れた理由を考えるべく、19歳か20歳の頃、僕は初めて自分の人生をふり返りました。高校時代、中学時代と遡って考えるうち、あることに気づきました。僕は、生まれて初めて自分に対して部落差別をした相手は彼女だと思っていたのですが、実はそうではなかったのです。犯人は、同和地区出身であることを隠して生きると言い切った「14歳の時の自分」でした。

自分の家や地域、家族を恥ずかしい、隠したい、という気持ちがありました。しかし、隠すという行為で、廻り回って自分自身が差別する側であったことに気づきました。

これを機に、僕は自分や家族、住んでいる地域を隠すことをやめました。考え方を入れ替え、人権活動をはじめました。差別・偏見がある世の中というものを認める強さを持ちました。

僕が人前で話すことができるようになったのは、この強さを持つてからです。



人権学習に必要なこと

僕はある講演会で、自分の家族のことを大切に思っている子どもと出会いました。そこで、家族の絆や普段の何気ない幸せの大切さなどを情報として伝え、学んでいくことが現在の人権学習に足りない部分ではないかと気づかされました。

マスコミで報道される悲惨な事件・事故にしか興味が湧かない、そんな感覚が私たちにないでしょうか。

人権学習も、結婚差別などの差別事例をゴシップ的に伝えることに偏ってないでしょうか。これが負の遺産として続き、僕もそうでしたが、人権学習に負のイメージを持つ人間ができるしまうのではないかと思います。

それより、プラスの情報を出していくことが大事です。人間が生きていくには辛いことも多いけど、その何十倍も幸せがあることを学んでいくことが、本当の人権学習だと思います。

差別の解決に向けて

今まで「無いもの」としていた課題を「有るもの」とすると必ずしんどい瞬間があります。しかし、うやむやに済ませるより、後で必ずすっきりします。

いろんな人権問題をうやむやにしてきた結果、差別を助長する世の中を残してきたのではないのでしょうか。

僕は、これからも講演などを通じて、人権問題の解決に頑張っていきます。皆さんも一緒に頑張りましょう。

高齢者の人権

- ・年齢だけで「高齢者はこうあるべき…」と、決めつけた考え方をしたり疎外したりしていませんか？

Q. どんな課題がありますか？

A. 高齢者虐待

身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待、介護の放棄(ネグレクト)などがあります。
犯罪被害・消費者被害等

振り込め詐欺など悪徳商法の被害や財産管理上のトラブル等、様々な犯罪や消費者被害等に巻き込まれる可能性があります。

認知症に対する誤った理解や偏見

認知症は脳の病気が原因で起こり、記憶障がいなど様々な症状が現れますが、「何もわからなくなる」ということではありません。最も不安や苦しみを感じているのは本人であり、その尊厳が守られ、安心して生活できる支援が求められます。

Q. どんな取組みが行われていますか？

- #### A.
- 国際的には、高齢者の人権を保障するため、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」を基本原理とする「高齢者のための国連原則」が1991年(平成3年)に国連総会で採択され、各国政府はこの国連原則を自国の計画に組み入れることを奨励されています。

日本では、国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会をめざして「高齢社会対策基本法」が制定されています。また、「高齢者虐待防止法」(高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)により、高齢者の権利擁護に関する施策の促進を図っています。

熊本県では、「くまもと・健やか・長寿プラン」を定め、高齢者が住みなれた地域で、できるだけ自立した生活ができるような施策を総合的に推進するとともに、「医療体制の整備・強化」「適切な介護の確保」「地域支援体制の構築」を柱として認知症対策を進めています。

Q. わたしたちにできることは？

- #### A.
- ・「高齢者はこうあるべき…」と、高齢者に対する決めつけた考え方や接し方をせずに、高齢者一人ひとりの意欲や能力を尊重しましょう。
 - ・介護を受ける人と、介護する人のくらしや人権を守るため、社会全体で介護を担う意識を持ちましょう。

高齢者の中には、働いたり地域活動に参加したりする方も多数おられ、ライフスタイルや価値観も様々です。「年寄りのくせに」という決めつけは、差別につながります。

また、加齢に伴う衰えを理由として、高齢者を疎外したり、蔑視したりしていませんか？

誰もが人としての尊厳を全うしたいと願っています。高齢者一人ひとりの生き方や考え方が尊重される家庭、地域、職場等にしていきましょう。



障がい者の人権

- ・障がいのある人を特別な存在と考えたり、障がいのある人は我慢するのが当然と考えたりしていませんか？
- ・「障がい」は、誰にでも生じうる身近なことであると考えていますか？

Q. どんな課題がありますか？

A. 障がい者の社会参加をはばむ障壁(バリア)

スロープ等の不備などの「物理的」なバリア、就学や就職等の制限など「制度的」なバリア、手話の未対応等による文化や情報に接する機会の制約など「文化・情報面」のバリア、障がい(者)に対する誤解等による発言などにより障がい者が不利益を受ける「こころ」のバリアがあります。

障がい(者)に対する理解不足や固定的なマイナスイメージ

「障がい者」としてひとくくりに捉えられたり、「特別な人」と決めつけられたりすることで、本来はそれぞれで違うはずの障がいの特性や必要な支援について理解されないことがあります。

※これら以外のことが、障がいのある人が、障がいのない人と同じような日常生活や社会生活をおくるうえで障壁となることがあります。

Q. どんな取組みが行われていますか？

A. 国際的には、「障害者の権利に関する条約」が2006年(平成18年)に国連総会で採択されています(注1)。この条約では、固有の尊厳、自律及び自立の尊重、非差別、社会への完全参加、機会の平等、アクセシビリティなどを一般原則として規定しています。

日本では、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて国内の制度改革を進めるため、内閣総理大臣を本部長として、障がい者制度改革推進本部を設置しています。

ここでの検討を踏まえ、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、地域社会における共生を妨げられないことや社会的障壁の除去のための合理的な配慮等について規定しています。

熊本県では、平成23年7月(注2)に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、全ての県民が障がいの有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現をめざしています。

(注1)日本は署名しているが、平成23年7月現在未締結。

(注2)施行は平成24年4月1日(一部は公布日施行)

Q. わたしたちにできることは？

A. ・障がいのある人も、そうでない人も、同じように能力と個性を発揮し、社会の一員として、共に生きる社会をつくっていきましょう。

障がいのある人が、ありのままで受け入れられ、不利益を受けることなく生活できる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会であるはずです。

このような社会の実現のためには、障がいや障がい者のことを正しく理解し、日常的なふれあいや交流を深めていくことが大切です。

コッコロの達人 桜田幸子



12月4日から10日は「人権週間」です!

20世紀前半に起きた二度の世界大戦の悲惨な体験と反省に立ち、1948年12月10日、第3回国連総会において、人間の尊厳、自由、平等をうたった「世界人権宣言」が採択されました。

また、1950年の国連総会で、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

日本では、人権デーを最終日とする一週間(12月4日から10日)を「人権週間」として、人権の尊重を訴える様々な啓発活動が全国で開催されています。

熊本県でも、県民の皆さんに、楽しく人権について考えていただけるような人権啓発イベントを実施します。ぜひ、ご参加ください!

人権週間中の県実施イベント

● コッコロギャラリー ～人権啓発のひろば～

日時 12月4日(日) 11:20～16:00

場所 びぶれす広場(熊本市上通町)

- 内容
- ・オープニングセレモニー
 - ・身近な言葉と洗練されたデザインによる人権ポスターなどの展示
 - ・「熊本ミュージックアーティスト」によるミニコンサート
 - ・県の人権啓発キャラクター「コッコロ」との写真撮影会



● 人権啓発パネル展

日時 12月5日(月)から12月9日(金)
8:30～17:15

場所 県庁新館1階ロビー

内容 身近な言葉と洗練されたデザインによる人権ポスターなどの展示

● コッコロコンサート

日時 12月6日(火) 12:15～12:55

場所 県庁新館1階ロビー

内容 月足さおりさん(あさぎり町在住)によるピアノコンサート

インターネットによる人権侵害について

情報化社会の進展に伴い、インターネットや携帯電話が急速に普及する一方で、インターネットを利用した犯罪や、メールによるトラブルが増加しています。

今回は、長年にわたり、学校での児童生徒の人権教育や地域の人権教育指導者の育成などに取り組んでいる山鹿市役所人権啓発課の後藤 忠久(ごとう ただひさ)さんにお話を伺いました。

Q. どんないいことが起きているのでしょうか？

A. インターネットや携帯電話によるメールの匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する、差別を助長する情報を載せる、あるいは他人のプライバシーにかかる情報を公開するなどの行為がみられます。子どもたちのまわりでも、例えば、「学校裏サイト」が、特定の子どもへの悪口を書き込んだり、他人を攻撃したりする手段として利用されている場合があります。相手の顔や表情が見えないため、軽い気持ちで簡単に書き込むことができ、そのことが「いじめ」という深刻な問題に発展する恐れがあります。

パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる、いわゆる「ネットいじめ」の特徴として、不特定多数の者から掲示板に絶え間なく誹謗中傷の書き込みが行われるので、逃げ場がなくなってしまうこと、内容がエスカレートしやすく短期間でとても深刻な被害を受けること、また、誰が書き込んでいるかすぐには分からないために安易に書き込みを行い、簡単に被害者にも加害者にもなってしまふことが挙げられます。

Q. どんないい取り組みが行われていますか。

A. パソコンや携帯電話などを個人で所有することが多くなり、児童生徒のネットへのアクセス等の機会が増えると予想されます。特にインターネットによる人権侵害をなくすためには、インターネットの特性や個人情報保護の必要性を知り、情報モラルの重要性を理解させることが必要です。

そのため、県内の学校においても情報モラルに関する授業に取り組んでいます。先日、中学校での授業を参観しましたが、「携帯電話のメールの活用からみえる人権問題」というテーマについて、グループ作業を通じた活発な意見交換が行われ、望ましい携帯電話の利用について学習していました。今後、小学校段階からの情報モラル教育の基盤のうえに、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせることが求められます。

また、学校以外でも、国や県ではインターネット利用者の権利保護や情報モラル・情報セキュリティの向上に取り組んでおり、県の教育委員会では「学校裏サイト」の実態調査と監視を行っています。インターネットによる人権侵害の解決のためには社会全体で取り組む必要があると思います。

Q. 私たちが心がけておくことを教えてください。

A. インターネットについての正しい知識を身に付けるのはもちろんですが、人権問題について正しく理解し、差別に気づく力と「それは差別だよ」ときちんと言える力を身に付けたいですね。日常生活の中で、常に相手の気持ちを考えた行動を心がけるとともに、インターネットは「人」と「人」とがつながっているものだという事を常に意識しながら、お互いの人権を尊重した正しい利用を心がけ、豊かな生活につなげていきましょう。

山鹿市における人権教育指導者養成の内容

山鹿市では、昭和59年から「人権同和問題モニター養成講座」を実施し、受講者総数は1500名を超えています。また修了者の中から延べ140名を「人権同和問題モニター」として委嘱し、各地域のリーダーとして活動してもらっています。

山鹿市市民福祉部人権啓発課

TEL 0968-43-1199



頑張ってます

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取り組みについてお知らせします。今回は、高森町の「すまいるフェスタinたかもり」をご紹介します。

すまいるフェスタinたかもり

平成22年10月30日(土)31日(日)、高森中学校体育館を中心に、素晴らしい文化作品を鑑賞する笑顔、健康に過ごす笑顔、あらゆる差別をなくし人権が尊重される笑顔あふれる町づくりをめざして「第10回 すまいるフェスタinたかもり」を開催しました。

ステージの部では、オープニングセレモニーを高森高等学校風鎮太鼓部の勇壮な太鼓演奏で飾った後、小中高生による人権作文の発表や幼稚園・保育園の園児による和太鼓演奏等に来場者から盛大な拍手が贈られました。また、教職員や行政職員で結成された人権バンド「ホライズン」による、差別することの愚かさや命の大切さを込めた「歌」と「語り」が、多くの来場者の方々の共感を呼びました。

展示の部では、啓発ポスターや標語・習字等の展示があり、力作ぞろいの作品に注目が集まりました。

また、解放子ども会のバザーや阿蘇人権啓発活動地域ネットワークの皆さんによる啓発活動などにより、盛会のうちに終了することが出来ました。

今後さらなる内容の充実を図るとともに、住民参加型の啓発活動をめざして取り組んでいきたいと考えています。



▲高森幼稚園の皆さんによる和太鼓演奏

人権に関する相談をお受けします。

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。(相談は無料。プライバシーは守ります。)

下記の相談専用電話までご連絡ください。 **相談時間 9:00~12:00/13:00~16:00**

熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課(熊本県人権センター)

住所	〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号[県庁行政棟新館2階]
開館時間	8:30~17:15
休館日	土曜・日曜・祝日・年末年始
電話	[直通]096-333-2299 [相談電話]096-384-5822
FAX	096-383-1206

熊本県人権センター

検索

発行者:熊本県
所属:人権同和政策課
発行年度:平成23年度